

熊本県公報

号外 第46号
平成17年9月30日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則	(情報企画課) 1
○熊本県精神障害者社会復帰施設条例施行規則の一部を改正する規則	(障害者支援総室) 3
○熊本県難聴幼児通園施設規則の一部を改正する規則	(") 4
○熊本県身体障害者授産施設規則の一部を改正する規則	(") 4
○熊本県身体障害者福祉ホーム条例施行規則の一部を改正する規則	(") 4
○熊本県身体障害者更生施設規則の一部を改正する規則	(") 5
○熊本県知的障害者授産施設規則の一部を改正する規則	(") 5
○熊本県テクノポリスセンター条例施行規則を廃止する規則	(産業支援課) 5

規 則

熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則をここに公布する。
平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第67号

熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年熊本県条例第72号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

(条例第3条第1項の規則で定める保存)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める保存は、別表第1の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存とする。

(電磁的記録による保存の方法)

第4条 民間事業者等が、条例第3条第1項の規定に基づき、別表第1の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項第1号又は第2号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができ、及び書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

(条例第4条第1項の規則で定める作成)

第5条 条例第4条第1項の規則で定める作成は、別表第2の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の作成とする。

(電磁的記録による作成の方法)

第6条 民間事業者等が、条例第4条第1項の規定に基づき、別表第2の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

又は磁気ディスク等をもって調製する方法により行わなければならない。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 条例第4条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。)とする。

(条例第5条第1項の規則で定める縦覧等)

第8条 条例第5条第1項の規則で定める縦覧等は、別表第3の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等とする。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第9条 民間事業者等が、条例第5条第1項の規定に基づき、別表第3の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年熊本県条例第72号)の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(熊本県税条例施行規則の一部改正)

3 熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第36条の2を第36条の4とし、第36条の次に次の2条を加える。

(軽油引取税の帳簿の電磁的記録による備付けの承認の申請等)

第36条の2 条例第144条第8項の承認に係る申請その他必要な事項については、法第750条(第2項及び第6項を除く。)、第751条及び第753条の規定の例による。

(軽油引取税関係帳簿の電磁的記録による備付けの要件)

第36条の3 条例第144条第8項の承認を受けている販売業者の当該承認を受けている帳簿については、第24条の3の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第75条第2項の承認を受けているゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、次に掲げる要件に従って、当該承認を受けている帳簿(以下この条において「ゴルフ場利用税関係帳簿」という。)」とあるのは「条例第144条第8項の承認を受けている販売業者は、次に掲げる要件に従って、当該承認を受けている帳簿(以下この条において「軽油引取税関係帳簿」という。)」と、「ゴルフ場利用税関係帳簿」とあるのは「条例第144条第8項」と、「ゴルフ場利用税の特別徴収義務者」とあるのは「販売業者」と読み替えるものとする。

(熊本県農業協同組合検査規則の一部改正)

4 熊本県農業協同組合検査規則(昭和42年熊本県規則第21号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「帳簿その他の書類」の次に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

別表第1(第3条関係)

熊本県種雄畜条例(昭和28年熊本県条例第44号)	第19条第1項
熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年熊本県条例第43号)	第11条
熊本県農業倉庫業法施行細則(昭和24年熊本県規則第91号)	第5条
熊本県水産業協同組合法施行細則(昭和24年熊本県規則第109号)	第23条
熊本県と畜場法施行細則(昭和29年熊本県規則第4号)	第10条
熊本県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和48年熊本県規則第10号)	第12条
熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年熊本県規則第62号)	第12条第4項
熊本県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成元年熊本県規則第33号)	第14条
熊本県地下水保全条例施行規則(平成2年熊本県規則第56号)	第11条第1項第3号及び第2項

別表第2(第5条関係)

熊本県種雄畜条例	第19条第1項
熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	第11条

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）	第5条第1項及び第2項、第13条第1項及び第2項並びに第21条第2項
熊本県と畜場法施行細則	第10条
熊本県地下水保全条例施行規則	第11条第1項第3号及び第2項

別表第3（第8条関係）

熊本県環境影響評価条例	第7条、第15条及び第23条
-------------	----------------

熊本県精神障害者社会復帰施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第68号

熊本県精神障害者社会復帰施設条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県精神障害者社会復帰施設条例施行規則（平成6年熊本県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第8条第2項」を「第5条第2項」に改める。

第3条から第5条までを削る。

第6条第1項中「申請者」を「条例第6条第1項の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）」に、「利用申請書」を「利用許可申請書」に改め、同条第2項中「利用申請書」を「利用許可申請書」に改め、「利用許可決定通知書（別記第2号様式）又は利用不許可決定通知書（別記第3号様式）により」を削り、同条を第3条とする。

第7条中「別記第4号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条を第4条とし、第8条を第5条とする。

第9条第1項中「第6条」を「第10条」に、「別記第5号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条を第6条とする。

第10条中「施設の修繕に要する費用」を「施設の修繕（条例第16条の規定により原状に回復する場合を除く。）に要する費用」に、「利用者の責めに帰すべき事由によって修繕」を「条例第17条の規定により利用者による損害の賠償」に改め、同条を第7条とし、第11条から第15条までを3条ずつ繰り上げ、第16条を削る。

第17条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「前項の」を「条例第12条第2項の規定による」に、「別記第6号様式」を「別記第4号様式」に改め、同項を第13条とする。

第18条を削り、第19条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（読替規定）

第15条 条例第14条第1項の規定により指定管理者に社会復帰施設の管理を行わせる場合は、第2条の表、第3条、第11条及び第13条の規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第4号様式中「熊本県知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第20条を第16条とする。

別記第1号様式中「（第6条関係）」を「（第3条、第15条関係）」に、「利用申請書」を「利用許可申請書」に、「〒」を「〒 - 」に、「TEL（ ）」を「TEL

（ ） - 」に改め、「（ 歳）」を削り、住所 TEL（ ）

を 住所 〒 - TEL（ ） - に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式を削る。

別記第4号様式中「（第7条関係）」を「（第4条、第15条関係）」に、「住所」を「住所 〒 - 」に、「TEL（ ）」を「TEL（ ） - 」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

別記第5号様式中「（第9条関係）」を「（第6条関係）」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第6号様式中「（第17条関係）」を「（第13条、第15条関係）」に、「〒」を「〒 - 」に、「電話（ ）」を「電話（ ） - 」に改め、「（ 歳）」を削り、同様式を別記第4号様式とする。

附 則

この規則は、熊本県精神障害者社会復帰施設条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第74号）の施行の日から施行する。

条例第77号)の施行の日から施行する。

熊本県身体障害者更生施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第72号

熊本県身体障害者更生施設規則(平成元年熊本県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条及び第6条を削る。

附 則

この規則は、熊本県身体障害者更生施設条例の一部を改正する条例(平成17年熊本県条例第78号)の施行の日から施行する。

熊本県知的障害者授産施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第73号

熊本県知的障害者授産施設規則の一部を改正する規則

熊本県知的障害者授産施設規則(昭和62年熊本県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条」を「第11条」に改める。

第4条及び第5条を削る。

附 則

この規則は、熊本県知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例(平成17年熊本県条例第79号)の施行の日から施行する。

熊本県テクノポリスセンター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第74号

熊本県テクノポリスセンター条例施行規則を廃止する規則

熊本県テクノポリスセンター条例施行規則(昭和61年熊本県規則第46号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

